

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月27日掲載)

No.42	障害児者に係る主な手当(特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当)を比較せよ。			
解答		特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
	目的	精神又は身体に障害を有する児童について手当をこれらの児童の福祉の増進を図る。	特別障害者に対して, 所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的, 物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。	重度障害児に対して, その障害のため必要となる精神的, 物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
	支給要件	①20歳未満 ②在宅のみ ③父母又は養育者が受給	①20歳以上 ②在宅のみ ③本人が受給	①20歳未満 ②在宅のみ ③本人が受給
	障害程度	●1級…身障1級2級及び3級の一部 ●2級…身障2級の一部, 3級及び4級の一部	●身障の1級及び2級の重複等	●身障の1級及び2級の一部
	給付月額 (2008年度)	1級:50,750円 2級:33,800円	26,440円	14,380円
	所得制限(年収)	① 本人(4人世帯): 7,707千円 ② 扶養(6人世帯): 9,542千円	① 本人(2人世帯): 5,656千円 ② 扶養(6人世帯): 9,542千円	同左
	給付人員 (2006年度末)	1級:98,401人 2級:75,740人	107,311人	61,993人
	2008年度 予算額	93,134,925千円	25,994,274千円	8,279,645千円
	負担率	国10/10	国3/4, 都道府県, 市および福祉事務所設置町村1/4	同左
	支給事務	都道府県	都道府県, 市および福祉事務所設置町村	同左
(注) 所得制限限度額は, 2002年8月からの額である。				

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.